

# さいたま市南区共催等名義使用承認に関する事務取扱要領

(趣旨)

**第1条** この要領は、団体が主催する講習会、講演会、展示会、競技会、記念行事、その他の行事（以下「行事」という。）に対して、さいたま市南区(以下「南区」という。)が後援又は共催（以下「後援等」という。）することに関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 行事の趣旨に賛同し、その開催を援助することをいう。
- (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、責任の一部を負うことをいう。

(審査基準)

**第3条** 南区が後援等を行うことができる行事は、次のすべての要件に該当するものとする。これらに準ずる行事であって、区長が特に認めたものについても、同様とする。

- (1) 公共性があると認められる事業であること。
- (2) 区の施策の推進に寄与するものと認められる事業であること。
- (3) 市民活動ネットワークの登録団体など、区内において広くまちづくりのための実践的活動を行っている団体が行う事業であること。

(承認の手続等)

**第4条** 南区の後援等を受けようとする団体は、後援等に係る承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して申請しなければならない。

- (1) 定款、寄付行為、会則等その団体の概要を示す書類
- (2) 役員及び事業関係者の名簿
- (3) 事業計画等行事の目的、内容等が詳細にわかる書類

(4) 行事に係る収支予算書

(5) 前各号に掲げるもののほか参考となる書類

2 前項に規定する申請書の提出があった場合は、前条に規定する審査基準により審査の上、南区の後援等の承認をするときは後援等に係る承認通知書（様式第2号）により、承認をしないときは後援等に係る不承認通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（承認の取消）

**第5条** 後援等の承認をした行事が当初の趣旨に反するなど、南区が後援等を行うことが不相当であると認めるに至ったときは、当該承認を取り消すものとする。

（事業実績報告書）

**第6条** 南区の後援等を受けた団体は、後援等の承認をした行事が終了したときは、速やかに事業実績報告書（様式第4号）に行事に関する収支報告書及び開催要領、パンフレット等実施状況がわかる書類を添付して提出しなければならない。

（後援等承認管理簿）

**第7条** 南区の後援等の承認をしたときは、その都度、後援等承認管理簿（様式第5号）に記録してその実績を把握しておくものとする。

**第8条** 「後援」の名称については、さいたま市南区とする。

## 附 則

この要領は、平成15年6月1日から施行する。

## 附 則

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

## 附 則

この要領は、平成24年11月1日から施行する。